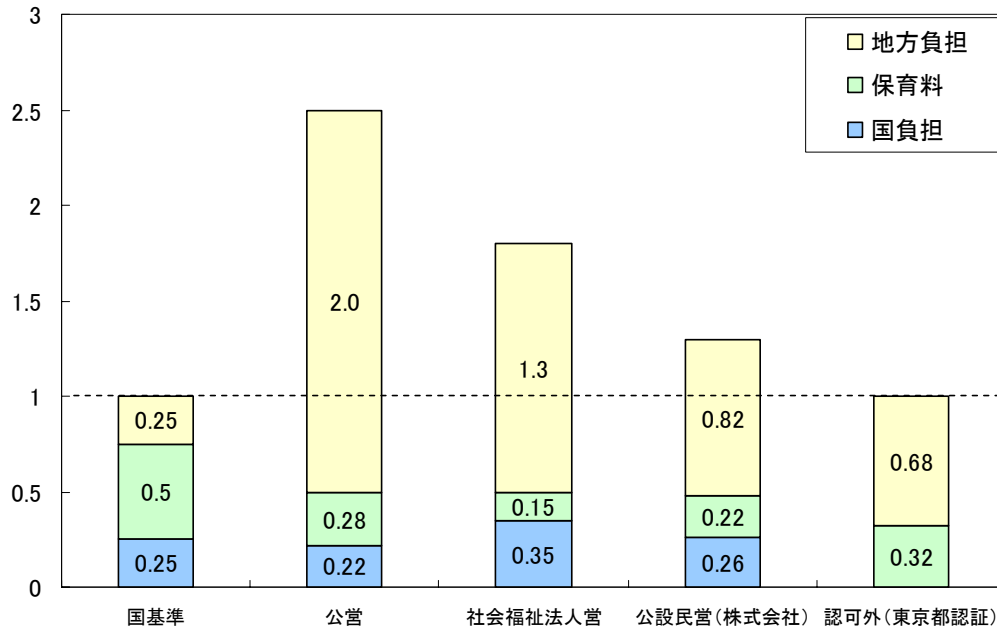


図表1-(2)-⑯

保育料と公費負担の仕組み <東京都A市の例>



(備考)1. 財務省 予算執行調査(平成14年6月、9月)による。

2. 国基準は、国の予算で想定する全国平均の姿。

3. 国負担、保育料の数値が運営主体間で異なるのは、実際に訪問した保育所の児童の年齢構成の違い等による。

中でも、東京都の認証保育所制度は、(ア)でも述べたとおり、認可施設の最低基準とほぼ同等の水準を維持しながら、待機児童の貴重な受け皿として機能し成果を上げているが、国の認可制度では「認可外」という取扱いであるため、国からの補助金は一切入っていない。そのため、認可保育所と比べて保育料が高くなっており、利用者負担の公平性も欠いている。

そこで、効率よくサービス供給量を拡大することができ、待機児童の解消やパートタイム労働者等の「保育に欠ける」要件を満たさない児童の受入れにも道が拓けることから、認証保育所等の、一定の質が保たれている地方公共団体独自の取組を国の制度として位置づけ、利用者の選択による直接契約方式の下、柔軟な設置基準により運営するとともに、一定の補助・支援を行うべきである。